

令和3年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年2月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月18日 午前10時15分		
	閉 会	2月18日 午前10時58分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與 那 勝 治	9	山 城 太
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和3年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和3年2月18日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第8号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第9号	令和2年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時15分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 與那勝治議員及び9番 山城太議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第8号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 それでは議案の説明をいたします。

議案第8号

工事請負契約について

令和2年度古宇利島観光拠点施設整備工事（パーゴラ改修）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約の目的	令和2年度古宇利島観光拠点施設整備工事（パーゴラ改修）
2 契約の方法	指名競争入札
3 契約の金額	52,250,000円
4 契約の相手方	今帰仁村字湧川589番地 嘉陽組 有限会社 取締役 嘉陽 重壽

令和3年2月18日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

令和2年度古宇利島観光拠点施設整備工事（パーゴラ改修）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、

議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

工事請負契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第8号 工事請負契約について質疑いたします。

金額が5,225万円となっております。これはパーゴラの改修工事となっておりますが、どこまでやるのか。今、使っていた直売所のパーゴラですが、サッシ枠を入れて、クーラーを入れて、内装までみんな整備するのか。大まかな説明を求めます。

それともう一点、契約期間を見てみると、令和3年3月31日までとなっております。これは年度で締められていると思いますけれども、最終期間は何月なのか。1か月で工事は終わらないと思っていますので、また新年度にもまたがってくると思いますけれども、最終期間の予定はいつなのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑に対しまして、説明いたします。

まず、工事の概要の質疑につきましては、空調等の整備も入ります。もちろん外側のサッシ等の張り替えも全て行います。内装についても、しっかりと整備をしていきたいと考えております。

期間につきましては、まだ繰越手続を行っておりませんので、この日付で入っておりますけれども、あくまでも当初の計画としては、8月いっぱいをめどに完了を目指しております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 聞き取りにくかったのもう一回聞きますけれども、中はオールリフォームなのか、部分リフォームなのかお伺いします。クーラーを入れてサッシを入れてという形なのか、別にもまたあるのかどうかお伺いします。今の施設をサッシで囲って、クーラーを入れてという感じだと思うんですが、別にもまた内装があるのか。5,200万円の請負ですので結構な金額なものですから、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

原則は改修でございまして、リフォームと言ったほうがよろしいのでしょうか、リノベーションになるのでしょうか。改修工事として、既存のパーゴラ施設をしっかりと幕屋にしたり、アクリル板を屋根にするということと、防犯の観点から全て周りをサッシで囲むということ。室内につきましても、先ほども説明しましたが、空調関係もしっかり整備していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第8号について質疑いたします。

改修工事なんですけど、何ゆえ改修が必要なのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時23分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

まず、今の既存のものではキャパシティの問題とか、多々不便なところもあると。あと、防犯関係とか空調関係も今、野ざらしの状況になっているということ等、改修することによってそういう問題点が解決するということと、客観的に見て、この状況ではあまり見た目もよろしくないという観点もありまして、その点も踏まえて、改修することによって見た目も含めて機能面も向上するというところで、改修工事を行うということになっております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 現状のままでは見た目もよろしくない、防犯上もよろしくないということだったんですが、これは当初からそういった問題はなかったのか、考えていなかったのか。先ほどシャッターの張り替えとか何とか言っていました、もともとシャッターはなかったと思います。設置になるかと思うんですが、そこら辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

当初からそのような計画はされていなかったのかという趣旨だと思うんですが、当初はいわゆる雨よけみたいな感じの開けた市場みたいなところで、そういう計画で進められている事業でありまして、それが物を並べていきますと、防犯上の観点とか、傷みの観点とかそういった面から、その方々が許可を得て、周りをビニールシートみたいなもので囲っておりますので、やはり時代とともに進めていかなければならないことだということで事業計画を立てて、空調、あるいは防犯の面からしっかりと整備しようということで、今回改修をしております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 この施設を今管理されている方から、それで要請があったのか。要請があって、そういう行動に出たのか。そもそもそういう要請はなくて、村独自の考えでそういう方向に至ったのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

要請等があったのかということなんですが、この事業を進めるに当たって、観光拠点施設という位置づけで北部振興事業の導入ということで、関係団体と調整した中で地元等、村と踏まえて、正式な要請ではなくて、調整の中で進めていったということを確認しております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は、既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 理解できました。せっかく今帰仁で一番人が集まる観光施設なので、いろんな思いがあると思うんですが、早急に工事が進むように、また、この施設が活躍できるように期待しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第8号 工事請負契約について質疑いたします。

先ほど同僚議員からも質疑がありましたが、もう一回、改めて聞きます。これは何を目的のために施設を改修するのか。今、聞いていると、改修する施設をどのように活用するのかという目的がはっきり聞こえてこないというところで、改めてもう一回、何が目的の改修工事なのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

事業の目的ということなのですが、これまで観光客の、いわゆる周遊の中で拠点となる施設があまり整備されていないということで、せっかく古宇利島までたくさんの方々に来ていますので、その位置的な優位性をまず生かすことと、それに伴って集客力ですね。あと、観光拠点としての機能を強化するという意味で整備して、さらなる観光客の増加と経済効果を図っていきたいというふうな目的で、今回整備をしているという状況です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、課長のほうから答弁がありましたが、私が聞きたいのは、これは特産品を売るスペースを売りやすくするというで改修するのか。それがはっきりしていないと、今後指定管理者が利用するとき、この指定管理者が自由に、この目的は例えば飲食スペースにするということでもいいのか。物品販売をするスペースにするのか。それとも何も活用せず、ただオープンスペースにするのかという目的は、もう指定管理者の活用の仕方ですっていいというものなのか。目的は、指定管理者が観光客を集める目的がこうであると言え、この指定管理者の目的に合った活用の仕方で行くのか。それとも村としては、地域の特産品を売るスペースとして活用してほしいために、この改修をしたのか。その辺、どういう活用の仕方の目的でこれを改修したのかがはっきり……。観光客を集める、それは分かりますけれども、何のために改修をするのか。私のイメージでは、今の販売所のオープンスペースでちょっと……。だから、あれの理由で特産品売り場だと思っていたんですね。でも今聞いていると、そうではないような。指定管理者の使用目的で活用していいという解釈になるのか。今後、村としてどういう目的で整備していくのか。その辺をちょっと聞きたくて、改めてもう一回、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

指定管理者の考えで進めていくということは、それは公募の段階でしっかりと計画書を確認しながら進めていくことだと思うんですけども、村としては地産地消と雇用効果、あとは観光の拠点となる施設の整備を進めていくことによって、そこで重なりますけれども、古宇利島特産、あるいは今婦仁特産の地産地消をそこですという全体的な整備の中で駐車場も整備しますし、トイレの整備も終わりましたし、その中でイートスペースもございますし、そういった中でこの一画を担っていただくというふうに考えております。重なりますけれども、地産地消、また雇用効果、あと経済の発展ですね、それを踏まえて整備したいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 地産地消はよく分かるんです。地産地消はイートなのか、販売なのか。何に沿って設計が入ったのかが分からないわけです。ただ、サッシを入れて、クーラーを設置して、あとは食べ物を食べる場所を提供するということなのか。例えばその中に棚を作って、特産品を売ることが目的の設計なのか。今は地産地消というだけで、その中をどのように活用するかというのは、地産地消が目的であれば何にでも使っていいということでの設計コンセプトなのか。コンセプトが分からない。設計には必ずコンセプトがあると思うんだけど、地産地消だとどうしても抽象的で分かりづらい部分があって、それが何にでも用途が可能であるから、指定管理者に任せますと言うなら、それは分かるんですね。そこら辺、まだ村としても、ただサッシを入れて、クーラーだけの話で、その活用はまだはっきりしていないということなのか。その辺、どういうコンセプトで設計したのかを、改めてお伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 久田哲史経済課長。

○ **久田哲史 経済課長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑に対して、説明いたします。

まず、今の直売所の強化が事業効果の目的にありまして、しっかりと強化をすると。あと、防犯対策をしっかりとすると。そのあたりをしっかりと整備することによって、農産物の傷みも減りますし、もちろん防犯上も安全にできるというふうなところもあります。そのあたりをしっかりと整備することによって物もちがよくなったり、そういう効果が期待できます。あと、これまでの人の流れがあまり動線的ではないという指摘も、要望等も踏まえて、しっかりと今回設計を入れて整備して、この直売所の強化につなげていきたい。ひいては、それが経済の活性化につながるのではないかとというふうに考えて、そのような設計をしております。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は、既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今、課長のほうから答弁いただいて、基本的には直売所というコンセプトで設計が入って、今後とも指定管理者の方には直売所として活用していただきたいという解釈でよろしいのか。さっきから聞いていると、これはどういう施設なのかなというのが見えなかったものですから。改修はすべきだと思っていたけれども、てっきり私は直売所とか、こういう場所だという思い込みで聞いていて、「あれっ、違うのかな」というところがあったもので、その辺、改めて再度、これは直売所とか、今もやっているものをもうちょっと機能を強化して、直売所として活用していただきたいという目的で、これは設計、改修に入ったのか。もう一度、改めてお伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 久田哲史経済課長。

○ **久田哲史 経済課長** ただいまの質疑について説明いたします。

これを計画にするに当たって、これまでの施設ではそれに見合った効果があまり得られていないという観点から、防犯の面も含めて、もちろん見た目も含めてしっかりと整備することによって、そのあたりはクリアできるのではないかとというふうに考えております。

また、議員ご指摘のとおり、何が目的で整備をするのかということではありますが、村古宇利区の特産品をしっかりとここで取り扱うことによって、イートスペースも整備しますので、そのあたりも総合的に拠点となる施設になるものではないかと考えて、今回改修を行うというふうに考えています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第9号 令和2年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

議案第9号

令和2年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算(第11回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,719万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,165,715	156	2,165,871
	2 国庫補助金	1,648,180	156	1,648,336
16 県支出金		944,645	78	944,723
	2 県補助金	616,151	78	616,229
19 繰入金		575,490	1,222	576,712
	1 繰入金	575,490	1,222	576,712
歳入合計		7,495,736	1,456	7,497,192

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,111,406	816	3,112,222
	1 社会福祉費	2,259,560	312	2,259,872
	2 児童福祉費	851,846	504	852,350
10 教育費		726,016	640	726,656
	3 中学校費	71,272	640	71,912
歳出合計		7,495,736	1,456	7,497,192

事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入について質疑いたします。

6ページ、7ページ、民生費国庫補助金、民生費県補助金とあって、1節社会福祉費補助金ということで説明では新型コロナウイルス感染症障害福祉サービス等支援事業補助金とありますけれども、この事業の内容の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

6ページにつきまして、15款2項2目1節社会福祉費補助金及び、7ページの16款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が、まだ収束の兆しが見えませんが、その障害福祉サービス施設の従事者に対してのコロナ感染予防の対策に係る経費を新たに補助するという事で、国2分の1、県4分の1、村4分の1という事業が新たにできました。その対象となっている事業、もしくは村の事業にあてがうという形の事業の内容でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 補助ということだから大きい金額かと思ったら、これは追加みたいな補助金

と理解していいですか、課長。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑にお答えします。

そのとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出、9ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費の12節委託料、地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等19万2,000円ですが、その受け入れ体制強化事業は、どういった事業なのかお伺いします。

それと10ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、10節需用費、施設修繕費7万5,680円とありますが、どこの施設の修繕なのかお伺いします。それと、12節の委託料、公立保育所土地等鑑定業務と書かれていますが、保育所は1か所なのか。全体で50万3,800円の予算なのか、お伺いします。

最後に11ページ、10款教育費、3項中学校費の1目学校管理費の中の10節需用費、校舎、施設修繕費63万9,572円とありますが、これはどういう修繕なのか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

9ページ、3款1項4目12節委託料につきましては、先ほどの歳入で質疑がありました新型コロナウイルス感染症障害福祉サービス等支援事業の中の一つの地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化事業となりまして、本村で該当するのはその中の日中一時支援事業、それを村社協と名護療育園のほうに委託をしております。その事業に従事する方の、利用者と接する従事者の感染予防対策のための消毒液であったり、マスクであったり、そういった消耗品を購入するための事業で追加になっているということです。そちらのほうは委託事業として組んでおりますので、委託費の中に組み込んだ形で、このような利用をしていただくということで委託料の増額をしているという形で、追加になっているということです。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

10ページの需用費、施設修繕費についてですが、今婦仁保育所のボイラーの修繕となっています。ボイラーのほうの不具合を起こして、現在使えない状況になってしまっていて、その修繕となっています。

続きまして、委託費の公立保育所土地等鑑定業務についてですが、閉園になっています仲尾次保育所、中央保育所について、不動産鑑定の費用を計上しています。今現在、両園とも建物等は残っている状況ですが、仲尾次保育所については既存の建物は計算に入れていません。土地のみの鑑定費用となっています。中央保育所については、建物、土地を含めての鑑定費用としています。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

11ページ、10款3項1目10節の校舎、施設修繕費63万9,572円でございますが、一つは、体育館の中にありますバスケットリングが壁側にくっついて、シャフトで前に出るようになっているんですが、このシャフト部分の破損がありますので、そこの修繕と、あと浄化槽の中にありますポンプが壊れておりますので、ポンプの修繕及び、それに附随するフロートの取替え修繕ということになっております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出について質疑いたします。

今、10番議員からもあったんですが、公立保育所土地等鑑定業務、仲尾次保育所と中央保育所を鑑定した理由は何なのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

今帰仁村の公共施設等総合計画に基づいて保育所のほうが売却の方向でありまして、鑑定費用を計上して、新年度から売却の方向で進めていきたいという考え方を持っています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 令和2年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 令和2年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時58分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與 那 勝 治

署名議員 山 城 太